

【第42号】(2021年12月27日)

**県政改革方針（仮称）及び県政改革方針実施計画（仮称）  
に関する緊急要望(12/24)**

庵逄典章 兵庫県町村会長（佐用町長）及び兵庫県市長会の代表は、12月24日（金）午前、県公館において、荒木一聡兵庫県副知事及び片山安孝兵庫県副知事に対し県政改革方針（仮称）及び県政改革方針実施計画（仮称）に関する要望書を手交、要請を行った。

緊急要望では、①町財政に大きく影響する事務事業の見直しに当たっては、各町と十分に議論を重ね、協議しながら慎重に進めること、②事業を廃止する場合には、より効果的な新たな事業の創設に向けて各町と十分議論することを求めている。



▲荒木副知事（中央右）及び片山副知事（右端）に要請する庵逄会長（中央左）

# 県政改革方針（仮称）及び県政改革方針実施計画（仮称） に関する緊急要望

平素は、町行財政等の運営について、格別のご高配とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県におかれましては、知事を本部長とする行財政運営本部において行財政全般にわたる検証作業を進められ、このたび「県政改革方針（仮称）」及び「県政改革方針実施計画（仮称）」として各町に示されたところです。

同方針の策定に当たっては、県政改革を推進するため時代の変化や県と市町の役割分担等の視点を踏まえた事務事業の見直しが、各町に対する十分な説明もないまま、唐突に行われました。

また、見直された事業は、これまで強靱で持続可能な地域社会を構築するため県と市町が協調して進めてきたものも多く含まれており、一方的な見直しは、特に、財政基盤の脆弱な各町にとって、多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、下記事項についてご配慮くださるよう要望いたします。

## 記

- 1 町財政に大きく影響する事務事業の見直しに当たっては、拙速に結論を出すことなく、各町にその考え方を説明のうえ、十分に議論を重ね、協議しながら慎重に進めること。
- 2 事業を廃止する場合には、その影響を踏まえたうえで、より効果的な新たな事業の創設に向けて各町と十分議論すること。

令和3年12月24日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

兵庫県町村会長 庵道 典章